

1 時間1)

2 例1 ①の立場

問題提起の点

3 1. 甲が自身を暴行国定にあつたように装い、Bを畏怖し、
4 甲名義の預金口座に600万円の差支をした行為について、2項
5 恐喝罪(刑法249条2項)が成立する。

6 2. 恐喝罪には相手方に告発が及ぶ旨を通知し、相手方を畏怖
7 せしめて金銭等を要求する。本件において、甲は某月(日)のBへの電話に

8 して「金を返さなければ、うちの親の首を切られる家に
9 行かせることにした」と言った。そして、Bは甲が暴行国定に
10 ありと誤信し、甲の要求に応じたが、自身やその家族に危害を
11 及ぼされたりなどはないかと畏怖していることから、恐喝罪が成

12 れる。

13 3. 甲が不正に利益を得ることは、既存の債権の回収を恐喝罪
14 行ないで済ませる場合にも、不正に利益を得、これにより
15 か問題となる。
16 不正に利益を得る

17 (1) 恐喝罪の保護法益を不正手段により取得したと見做さ

18 ないと主張すれば、既に既存の債権について、債権回収する場合
19 金があっても、それが恐喝という不正手段で行われた場合
20 には、そのように回収された債権は「不正に利益」と

21 いえる。

22 (2) 本件において、甲はBに対してAのBに対する600万円の貸付

23 債権の回収を要求したところ、Bに対して600万円の支払
を迫っている。600万円のうち600万円については、Aに対する債権で

1/1

はあきむの、恐ろしい手段を用いて、Bを暴行して、
見舞いにBから甲に名義の預金の度に~~2000~~600円を返金
させておくと、600円以内の利益を得る。

(四) 4. 実質上の利益、すなわち、 $\frac{1}{n}$ の平均的な利益を享受するに思われ
るものがあるならば「分配」の原則からして分配は度へ、入るべき者
は入るべき範囲の分配を受ける権利（すなわち「分配権」）を実質上
の利益として認めることができる。

5. 甲は600平方メートルの土地を乙に賃貸し、乙は該土地の一部を丙に賃貸し、丙は該土地の一部を丁に賃貸した。この場合、甲は丙に対してどのような権利を主張できるか。

6. よ、7. 甲(1)は税金は600円の2倍、つまり1200円発生した。

第2 (2)の主張立場

[illegible]

1. 甲が最初に「甲の行為」を行った、被害額100万円の2段階の過失の成立に「乙の行為」を考慮する。

(1) 飲酒罪の保護法益とは、公正な取引による取引のあり、
適法に成立した契約に基いて^{相互に利益を得る}関係^にについては、 α と云

恐喝行為に於て、回収時、子=元は「不潔の利益」に於ける
 利益に於て、利益の知識は与えられた。更に、元は「元」に於ける

場合(ORF)に注意あり、任意性(236号)の1次等しい。任意の
修飾回数に2027を割り除く必要はない。

(1) 本件において、甲はBに於て 600円を請求し、BはAに
 (2) 600円を甲がAの口座に支払ったこと、600円は甲がA
 円はBがAに於てAに於て支払ったこと、BはAに
 利息は支払うべきこと。

よって、甲には被害額100万円の2項恐喝罪の成立に足りる

第3 和

和は①の立場によれば、被害額60万円の2項恐喝罪の成立に
足りる。また、~~被害額100万円の2項恐喝罪の成立に~~足りる。いくら陳述の信頼性がある
も相手は被害額100万円に通知し、暴行をせよと述べた。また、
回収を固執したのは、自己経済禁止に抵触し、相応しくない。甲は
脅迫行為の代替手段を尽くす必要はない。また、本件のように
被害が存在しないと言われた後、交付したものを返さなかった点でも
相応しい。

よって、甲には被害額60万円の2項恐喝罪の成立する。

【説明2】

(1) 甲は「本件で甲がAの75%に侵入し、睡眠薬は、病院で処方
された一般的な医薬品である」。その侵入量は、数時間は
目覚まさない程度である。つまり、Aの特殊な心臓疾患がない限り、
生命に対する危険性は低くない」という事実が、甲に殺人罪の
成立しないことの根拠に十分なる。

(2) 殺人罪の成立には、殺害の行為が必要である。これは、
殺害行為の結果、殺害の現実的危険性及び行為であり、客観的
に判断される。本件において、甲はAに対して睡眠薬を
投与して、~~結果的に殺害した~~ Aは死んでいる。しかし、本件で
使用された睡眠薬は、早通常の量に比べて危険性は低くあり、一般
的な医薬品である。よって、甲がAに対して睡眠薬を投与する
行為は、殺人の現実的危険性があるとはいえない。よって、甲には

[3]

内容の通り、
「簡潔に」でいいので、
75%22/271-2000000、

殺人の実行行為が、死に至るもので、殺人罪が成立している。

2. 本件に、(1)にはA自身が認識していたことが明らかである。Aは睡眠中の被害者を殺害しようとして同殺害行為に着手して、急いで逃げた(= 刑法上の未遂行為)である。Aの殺害の行為は一般にも甲が認識していた(= 刑法上の未遂行為)である。

(2) 甲は殺人の実行行為が認められるにせよ、死亡の因果関係が認められるとはいえず、甲はAの死亡結果について責任を負わない。殺人罪の成立には、因果関係の判断が必要である。刑法上の実行行為の危険の現実化によって、判断されるべきである。刑法上の実行行為の危険の現実化によって、判断されるべきである。刑法上の実行行為の危険の現実化によって、判断されるべきである。

(3) 本件において、Aの死害は甲が認め、殺人は認められる。A本人が認識していたことは、~~その睡眠中に被害者の危険~~が、Aの殺害行為によって、因果関係の判断の要項に注意以上、因果Aの死亡結果に於いて、甲は責任を負わないと考へられる。よって、殺人罪が成立している。

3. (1) 甲は、本件睡眠中に被害者を殺害し、Aは死亡しているといっている。Aは、Aを殺害する行為を怖れて、被害者を殺害するに至ったと主張している。甲は、殺人罪が成立している。

4. 本件に、殺人罪が成立している。Aは、Aを殺害する行為を怖れて、被害者を殺害するに至ったと主張している。甲は、殺人罪が成立している。Aは、Aを殺害する行為を怖れて、被害者を殺害するに至ったと主張している。甲は、殺人罪が成立している。

第
四
司

(1) 正当防衛の利益、これは、よく知られた利権が生じるからといふ
事件の如くは、~~侵害の危険~~ 侵害者に相対人からいふ場合、自身の
利益を大に危険にさらすから、~~侵害の危険~~ 侵害者は財産上の利
益に侵害する。

これを

(2) 本人の支那行為が、たに問題になる。

使用に当たって

① 第1行為と第2行為の2段階で、本人の支那行為が、たに
第1行為の時点で、既に本人から発生した場合、(2) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (3) 第1行為の時点で、第2行為
を発生させる。 (4) 支那行為が、

① 支那行為は、本人から発生する危険の支那行為である。 事件
に、第1行為が、既に本人から発生した場合、(2) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (3) 第1行為の時点で、第2行為
を発生させる。 (4) 支那行為が、

② 2つの点、先述したように、事件の危険性には、本人の危険性
がある。これは、本人から発生する危険性である。 (3) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (4) 支那行為が、

③ 2つの点、先述したように、事件の危険性には、本人の危険性
がある。これは、本人から発生する危険性である。 (3) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (4) 支那行為が、

④ 2つの点、先述したように、事件の危険性には、本人の危険性
がある。これは、本人から発生する危険性である。 (3) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (4) 支那行為が、

⑤ 2つの点、先述したように、事件の危険性には、本人の危険性
がある。これは、本人から発生する危険性である。 (3) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (4) 支那行為が、

⑥ 2つの点、先述したように、事件の危険性には、本人の危険性
がある。これは、本人から発生する危険性である。 (3) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (4) 支那行為が、

⑦ 2つの点、先述したように、事件の危険性には、本人の危険性
がある。これは、本人から発生する危険性である。 (3) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (4) 支那行為が、

⑧ 2つの点、先述したように、事件の危険性には、本人の危険性
がある。これは、本人から発生する危険性である。 (3) 第1行為
が、第2行為を発生させることである。 (4) 支那行為が、

